定員を超えて申し込みがあった場合は、下記の選考基準に基づき「保育の必要度」が高い順に入所を決定します。

ご家庭の状況を、提出書類をもとに指数化します。

基準点点数表

1	就労	就労時間	1月あたり140時間以上の就労		10点
			1月あたり120時間以上140時間未満の就労		9点
			1月あたり100時間以上120時間未満の就労		8点
			1月あたり80時間以上100時間未満の就労		6点
			1月あたり48時間以上80時間未満の就労		4点
2	妊娠・出産	出産予定日の前後8週			8点
3	疾病・障がい	疾病	入院中		10点
			通院中	6ヶ月以上の安静が必要	8点
				6ヶ月以上の通院治療が必要	6点
				上記以外	4点
		障がい	施設入所中		10点
			障がいの程度	身体障がい者手帳1・2級または療育手帳A1・A2、精神障がい者保健福祉手帳1級	10点
				身体障がい者手帳3級または療育手帳B1、精神障がい者保健福祉手帳2級	6点
				上記以外	4点
4	介護・看護	常時長期療養者の介護・看護を行っている状態			7点
		1日数時間程度長期療養者の介護・看護を行っている状態			4点
		上記以外			2点
5	災害復旧	常時復旧作業が必要な状態			10点
		1日数時間程度の復旧作業が必要な状態			8点
		上記以外			4点
6	求職活動	求職活動中			2点
7	虐待・DV	虐待やDVを受けている場合や、受けるおそれがある場合			10点
8	就学	学校や職業訓練校で就学している場合			就労の各時間区分の点数－1
9	育児休業	現在施設を利用している児童が育児休業中も継続して利用を希望する場合			就労の各時間区分の点数
10	その他	その他保育所等での保育を必要とすると町長が認める場合			状況に応じて

加算点数表

1	ひとり親家庭	母子家庭・父子家庭世帯	12点
2	生活保護世帯	生活保護を受けている世帯	12点
3	生計中心者の失業	生計中心者の失業により、新たに仕事を探す必要がある場合	6点
4	単身赴任世帯	単身赴任で同居の家族がいない場合	2点
5	虐待・DV	虐待やDVを受けている場合や、受けるおそれがある場合	5点
6	障がい児	障がいを有している児童が、保育所での保育を受ける必要性があると判断される場合	2点
7	兄弟姉妹同時入所	多胎で生まれた子どもや、希望している施設にすでに兄弟姉妹が在園している場合	2点
8	家庭的保育事業等卒園児	家庭的保育事業等の地域型保育施設を卒園する児童が、翌年度に続けて保育所等施設利用を希望する場合	10点
9	育児休業からの復職	産休明け・育休明けで復職する場合	2点
10	前年度待機児童	前年度待機児童として6ヶ月以上待機していた場合	1点
		前年度待機児童として1年以上待機していた場合	2点
11	兄弟姉妹と同施設への転園希望	兄弟姉妹と異なる園に在園している子どもが、兄弟姉妹が在園している園に入所を申し込む場合	1点
12	滞納	6ヶ月分以上の保育料滞納がある場合	−2点
13	同居の親族	同居している親族による保育が可能である場合	−1点
14	保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として、保育所等に就労中もしくは就労予定の場合	保護者が町内外問わず保育所等又は放課後児童クラブ等に勤務し、子どもの教育・保育に携わる場合	2点
15	その他	その他の保育の必要性に関する調整が必要な場合	加算または減算

同点者選考優先基準

1	児童相談所等公的機関の支援がある世帯がその他の世帯に優先
2	身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を有する当該子どもの世帯が手帳を有していない世帯に優先
3	生活保護世帯がその他の世帯に優先
4	生計中心者の失業した世帯が他の世帯に優先
5	公的機関の自立支援プログラム等の指導を利用している世帯がその他の世帯に優先
6	ひとり親世帯がその他の世帯に優先
7	就労中の世帯が就労予定者のいる世帯に優先
8	生計中心者の居宅外就労の世帯が居宅内就労の世帯に優先
9	所得税・市民税非課税世帯(生活保護世帯含む)が課税世帯に優先
10	生計中心者の1週間当たりの就労時間が長い世帯がその他の世帯に優先 （当該就労時間が40時間を超える場合は、40時間とする。）
11	保護者と子どものみの世帯がその他の世帯に優先
12	保育可能な同居の親族その他の者がいない世帯が、これらの者がいる世帯に優先
13	送迎の手段が徒歩又は自転車に限られる世帯がその他の世帯に優先
14	就学前子どもが3人以上いる世帯がその他の世帯に優先
15	保護者が保育士、幼稚園教諭若しくは保育教諭として、町内の保育所等に就労中又は就労予定である世帯がその他の世帯に優先

備考

1 この表において、「待機児童」とは、厚生労働省が行う保育所等利用待機児童数調査における待機児童の定義に該当する者をいう。

2 この表による入所選考は、15区分の優先基準により総合的に判断する。